

平成 22 年度  
横浜市人事行政の運営等の状況

平成 23 年 11 月  
横 浜 市

この報告書は、地方公務員法（昭和25年法律第261条）第58条の2及び横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年2月横浜市条例第2号）第6条の規定に基づき、横浜市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などを広く市民の皆様に公表するものです。

# 目 次

## 人事行政の運営の状況

<b>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</b>	<b>2</b>
ア 採用及び退職等の状況	2
イ 昇任及び降任の状況	4
ウ 任用形態別の職員数の状況	5
<b>(2) 職員の給与の状況</b>	<b>6</b>
ア 人件費の状況	6
イ 職員給与費の状況	7
ウ ラスパイレス指数の状況	7
エ 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	8
オ 初任給の状況	8
カ 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況	8
キ 級別職員数の状況	9
ク 職員手当の概要	11
ケ 特別職の報酬等の状況	15
<b>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</b>	<b>16</b>
ア 勤務時間の状況	16
イ 年次休暇の取得状況	16
ウ 特別休暇の概要	17
エ 育児休業等の取得状況	18
オ 介護休暇の取得状況	19
<b>(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況</b>	<b>20</b>
ア 処分事由別分限処分者数の状況	20
イ 処分事由別懲戒処分者数の状況	21
<b>(5) 職員のサービスの状況</b>	<b>22</b>
ア 職員の職務に係る倫理の保持に関する取組の状況	22
イ 営利企業等への従事許可状況	23
ウ 職務専念義務の免除（職免）の概要	23
【参考】横浜市職員サービス規程（平成23年5月1日施行）	24
<b>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</b>	<b>29</b>
ア 研修の基本方針	29
イ 研修体系	30
ウ 研修実績	31
エ 勤務成績の評定の状況	33
<b>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</b>	<b>35</b>
ア 衛生管理関係の実施状況	35
イ 厚生福利関係の実施状況	36
ウ 公務災害認定件数	36
エ その他（職員共済組合、職員厚生会）	37

## 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況	42
ア 採用	42
イ 昇任	44
ウ 転職	46
(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	47
(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況	48
ア 処理状況	48
イ 完結事案	48
(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況	48
ア 処理状況	48
イ 完結事案	48
(5) その他市長が必要と認める事項	49
ア 組織及び運営	49
イ 職員団体の登録の状況	50
ウ 管理職員等の範囲の指定	50
エ 労働基準監督機関としての職権の行使	51
オ 職員の苦情の処理の状況	51

### 【参考】根拠法令

地方公務員法	52
横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	53

#### [ 本報告書で使用している用語について ]

市長部局	行政委員会、企業局を除く局、事業本部、区
行政委員会	選挙管理委員会、人事委員会、監査、市会の事務局及び教育委員会
企業局	水道局、交通局、病院経営局

(注) 消防局は、市長部局に含まれますが、市長部局と消防局を分けて表示している箇所があります。その際の消防局とは、危機管理課、緊急対策課、危機対処計画課、情報技術課及び地域安全支援課の職員を除いた数値です。

# 人事行政の運営の状況

## (1) 職員の任免及び職員数に関する状況

「地方公務員法」では、退職等により職員に欠員が生じた場合、採用や昇任等の方法により職員を任命することができることとされています。

なお、職員の採用や昇任等は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされています。

ここでは、職員の採用や昇任、任用形態別の職員数について紹介します。

### ア 採用及び退職等の状況

職員の採用状況及び退職等の状況は次のとおりです。

#### (ア) 職員の採用状況及び退職状況

(単位：人)

区分	採用	退職					合計
		定年	震災対応 勤務延長者 (内数)	定年前 早期退職	普通	その他	
市長部局等	799	527	(138)	84	114	72	797
消防局	133	82	(12)	13	11	4	110
水道局	0	92	(12)	16	4	1	113
交通局	0	51	(8)	6	13	9	79
病院経営局	144	6	(2)	3	81	19	109
教育委員会	17	80	(6)	11	7	10	108
計	1,093	838	(178)	133	230	115	1,316

(注1) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会(教育委員会を除く)をいいます。

(注2) 「震災対応勤務延長者」とは、東日本大震災の対応により平成23年4月まで勤務延長した者です。

(注3) 「定年前早期退職」とは、一定の年齢又は勤続年数以上の者に希望を募り、それに応じて定年前に早期退職した者です。

(注4) 「普通」とは、定年前に自己都合等により退職した者です。

(注5) 「その他」には、死亡退職、懲戒免職等が含まれます。

区分	採用	退職				合計
		定年	勸奨退職	普通	その他	
県費負担教職員	759	387	155	264	12	818

(注1) 県費負担教職員とは、神奈川県が給与費を負担している小中学校、特別支援学校に勤務する職員です。

(注2) 「勸奨退職」とは、年齢50歳以上かつ勤続25年以上(昭和60年3月31日在職者は15年以上)で勸奨に応じて退職した者です。

(注3) 「その他」には、死亡退職、懲戒免職等が含まれます。

## (イ) 定年退職者（課長級以上）の再就職状況

(単位：人)

区分	退職者数	再就職者数	再就職者の内訳		
			外郭団体	再任用	その他
区局長級等	20	16	10	0	6
部長級	31	26	8	2	16
課長級	94(82)	69(54)	21(5)	5(19)	43(30)
合計	145(82)	111(54)	39(5)	7(19)	65(30)

(注1) 「定年退職者（課長級以上）の再就職状況」とは、市長部局、消防局、企業局及び行政委員会の課長級以上で、平成22年度末に定年退職した職員の再就職の状況です(勤務延長により、平成23年4月30日付で退職した者を含みます)。

なお、課長級以上で退職した職員の再就職に関する透明性・信頼性の確保に向けた取組として、「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、再就職先を公表しています。詳しくは、横浜市ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/jinji/saisyuusyoku/>  
または、市庁舎1階市民情報センターにて閲覧することができます。

(注2) 「外郭団体」とは、①地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条に定める法人及び設立の経緯や本市施策の関連性から議会に報告している団体、②本市出資率25%以上の法人、③出資法人のうち市が主たる出資者で、主要な役職員に本市関係者が就任している、または財政援助を行っている団体、④非出資法人のうち市の事務事業と密接な関係を有し、市長が指定する団体です。

(注3) 課長級退職者のうち、( )内数字は学校長で外数字となります。

## イ 昇任及び降任の状況

昇任とは現職より上位の職に任命されることであり、降任とは現職より下位又は下級の任務に就くことです。

職員の昇任及び降任の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	昇 任					降 任
	係長級	課長補佐級	課長級	部長級	区局長級	
市長部局等	286	153	124	52	17	5
消防局	22	15	15	8	1	0
水道局	14	5	7	2	0	0
交通局	24	11	6	0	0	2
病院経営局	7	3	5	4	1	0
教育委員会	8	2	2	0	1	0
計	361	189	159	66	20	7

(注) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会（教育委員会を除く）をいいます。

(注) 消防局については、上表の他、消防監（課長級）に7人昇任しました。

区 分	昇 任			降 任
	副校長	校長代理	校長	
高等学校等教育職員	2	2	1	0

区 分	昇 任		降 任
	副校長	校長	
県費負担教職員	105	90	1

(注) 「降任」には、地方公務員法第28条による分限処分としての降任のほか、本人が希望する場合に降任することができる「希望降任制度」によるものを含みます。



## ウ 任用形態別の職員数の状況

任用形態別の職員数の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分		職員数		
		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	(A) - (B)
市長部局	職 員	16,165	16,341	▲ 176
	再任用職員 (常勤)	0	0	0
	再任用職員 (短時間)	1,009	898	111
	小 計	17,174	17,239	▲ 65
行政委員会等	職 員	6,061	6,110	▲ 49
	再任用職員 (常勤)	0	0	0
	再任用職員 (短時間)	278	226	52
	小 計	6,339	6,336	3
企業局	職 員	4,974	5,128	▲ 154
	再任用職員 (常勤)	1	0	1
	再任用職員 (短時間)	386	306	80
	小 計	5,361	5,434	▲ 73
合 計	職 員	27,200	27,579	▲ 379
	再任用職員 (常勤)	1	0	1
	再任用職員 (短時間)	1,673	1,430	243
		28,874	29,009	▲ 135
県費負担教職員	職 員	14,796	14,816	▲ 20
	再任用職員 (常勤)	155	126	29
	再任用職員 (短時間)	286	264	22
	小 計	15,237	15,206	31
総 合 計	職 員	41,996	42,395	▲ 399
	再任用職員 (常勤)	156	126	30
	再任用職員 (短時間)	1,959	1,694	265
		44,111	44,215	▲ 104

(注1) 行政委員会等には、行政委員会のほか、消防局が含まれます。

(注2) 職員数は各年4月1日現在の一般職に属する職員数（常勤の教育長を含む）であり、臨時及び非常勤職員などを除くものです。

(注3) 再任用職員（短時間）は常勤に比し勤務時間が短いものです。

## (2) 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、国や他の地方自治体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることになっています。

職員に支給される給与は、本市人事委員会が民間企業の給与の実態などを調査のうえ、必要に応じて勧告を行い、この結果を尊重し、市会の審議を経て条例により決定されます。

ここでは、平成22年度の給料、諸手当から構成される給与など人件費の状況や給料表の級別職員数などを紹介します。（なお、平成22年度の職員給与実態をよりの確に反映させるため、平成23年4月1日現在の数値を採用している場合もあります。）

本市では、厳しい財政状況の中で、より効率的・効果的な行政運営を行うために、人事給与制度の見直しに取り組んできました。今後も、市民満足度の向上に向けて、職員の意欲や能力、実績が適切に反映できる人事給与制度の適正な運用に取り組んでいきます。

### ア 人件費の状況

人件費は、雇用に係る広い範囲の経費です。職員への給料や諸手当のほか、社会保険料の事業主負担分、退職手当などが含まれます。

人件費の平成22年度決算は次のとおりです。

#### (ア) 市長部局及び行政委員会等の状況

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A×100)
普通会計	千円 1,377,851,232	千円 191,264,719	% 13.9

#### (イ) 企業局の状況

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A×100)	
水道局	千円 122,536,124	千円 18,235,841	% 14.9	
交通局	自動車事業 会 計	千円 24,427,748	千円 13,209,611	% 54.1
	高速鉄道事業 会 計	千円 78,480,554	千円 9,147,732	% 11.7
病院 経営局	千円 30,331,663	千円 11,030,409	% 36.4	

## イ 職員給与費の状況

職員給与費とは給料、扶養手当等の職員手当及び期末・勤勉手当等の総額から、社会保険料の事業主負担分、退職手当などを除いたものです。

職員給与費の平成23年度当初予算は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況（普通会計予算）

職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 19,564	万円 8,109,908	万円 2,605,765	万円 3,437,115	万円 14,152,788	万円 723

(イ) 企業局の状況

区 分	職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
水 道 局	人 1,613	万円 725,897	万円 239,961	万円 304,803	万円 1,270,661	万円 787
交 通 局	人 2,411	万円 857,885	万円 466,643	万円 344,910	万円 1,669,438	万円 692
病院経営局	人 1,266	万円 499,248	万円 275,321	万円 211,980	万円 986,549	万円 779

## ウ ラスパイレス指数の状況

平成22年4月1日現在
105.1

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。

横浜市は、特殊勤務手当など諸手当の引下げを他都市に先駆けて行ってきたため、給料月額（本給）のみで算出するラスパイレス指数は高い指数となりやすい傾向がありますが、実際に職員に支給される諸手当を含めた平均給与月額では、指定都市の平均を下回る水準となっています。

また、給料に手当を加えた職員の給与については、横浜市人事委員会が4月1日時点での民間企業の給与実態を調査し、本市職員の給与との間に較差がある場合には適切な措置を講じるよう市長及び市会に勧告を行います。この人事委員会勧告を尊重し本市職員の給与改定を行うことにより、民間との均衡を図っています。

## エ 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成23年4月1日現在における市長部局・行政委員会等の職員及び企業局職員の平均給料月額等の状況は次のとおりです。

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職員	337,442 円	399,136 円	41歳 5月
技能職員	352,492 円	415,521 円	47歳 3月
水道局職員	363,354 円	431,425 円	45歳 8月
交通局職員	336,030 円	404,013 円	45歳 11月
病院経営局職員	322,746 円	380,005 円	38歳 5月

(注1) 平均給与月額とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当を合計したものです。

(注2) 水道局、交通局及び病院経営局については、在籍する全ての職員の平均値です。

## オ 初任給の状況

平成23年4月1日現在における初任給等の状況は次のとおりです。

区 分		横浜市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
行政職員	大学卒	177,700 円	192,600 円	I 種	I 種
				181,200 円	198,200 円
	II 種	172,200 円	184,200 円		
	高校卒	149,700 円	161,300 円	140,100 円	148,500 円
技能職員		142,900 円	152,100 円	—	—

(注) 国家公務員の大学卒は、採用試験区分により I 種と II 種に分かれています。横浜市、国とも地域手当を含みません。

## カ 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況

平成23年4月1日現在における経験年数別・学歴別平均給与月額は次のとおりです。

なお、経験年数とは卒業後ただちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

区 分		経験年数		
		10年	15年	20年
行政職員	大学卒	328,152 円	388,371 円	445,948 円
	高校卒	270,904 円	344,423 円	395,445 円

(注) 平均給与月額とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当を合計したものです。

## キ 級別職員数の状況

職員の給料月額、職種別に5つの給料表（行政、消防、高校教育、技能、医療）が定められており、各給料表には職務の内容と責任の度合いに応じた級が設けられています。

平成23年4月1日現在の市長部局、企業局等の級別職員数（行政職員、企業職員）の状況は次のとおりです。

### （ア） 市長部局及び行政委員会等の状況

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	職員Ⅰ（基礎的な知識・技術又は経験により業務を行う）	2,020	19.2
2 級	職員Ⅱ（高度の知識・技術又は経験を必要とする）	2,759	26.2
3 級	職員Ⅲ（特に高度な知識・技術又は経験を必要とする）	2,906	27.6
4 級	係長	1,469	13.9
5 級	課長補佐	431	4.1
6 級	課長	705	6.7
7 級	部長	183	1.7
8 級	区局長・事業本部長・理事	60	0.6
計		10,533	100.0

（注1）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

（注2）この表における行政職は、「平成23年地方公務員給与実態調査」の職務区分による行政職であり、税務職や福祉職等の職種は含んでおりません。

### （イ） 企業局の状況

#### 【水道局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	職員Ⅰ（定型的な業務）	88	5.7
2 級	職員Ⅱ（高度の知識・技術・経験を必要とする）	448	29.1
3 級	職員Ⅲ（特に高度な知識・技術・経験を必要とする）	821	53.4
4 級	係長	104	6.8
5 級	課長補佐	17	1.1
6 級	課長	48	3.1
7 級	部長	10	0.7
8 級	局長・理事	1	0.1
計		1,537	100.0

【交通局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	職員Ⅰ	148	7.4
2 級	職員Ⅱ	724	36.3
3 級	職員Ⅲ	957	47.9
4 級	係長	112	5.6
5 級	課長補佐	17	0.9
6 級	課長	31	1.6
7 級	部長	8	0.4
8 級	局長・理事	0	0.0
計		1,997	100.0

【病院経営局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	職員Ⅰ（基礎的な知識・技術又は経験により業務を行う）	66	41.8
2 級	職員Ⅱ（高度の知識・技術又は経験を必要とする）	29	18.4
3 級	職員Ⅲ（特に高度な知識・技術又は経験を必要とする）	25	15.8
4 級	係長	17	10.7
5 級	課長補佐	10	6.3
6 級	課長	8	5.1
7 級	部長	3	1.9
8 級	担当理事	0	0
計		158	100.0

## ク 職員手当の概要

職員には、一般職職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当を支給しています。手当の内容等は次のとおりです。

### (ア) 市長部局及び行政委員会等の状況

内 容		平均支給額																																							
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,500円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族（上記に該当する者を除く） 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	9,921円/月																																						
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の12%	45,747円/月																																						
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	7,974円/月																																						
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月） ＜例＞鉄道利用者：6か月に一度6か月定期代を支給	12,655円/月																																						
	その他	管理職手当、医師・看護師の初任給調整手当など																																							
勤務した実績に応じて支給	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 1時間当たり平均単価	11.5時間 3,089円																																						
	特殊勤務手当	身体・生命の危険のおそれがあると認められる業務等に従事する職員に支給される手当 (注) 平成18年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃止しております。	948円/月																																						
	その他	宿日直手当、夜勤手当など																																							
臨時に支給されるもの	横浜市と国の支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年 6月期</td> <td>1.95月</td> <td>1.95月</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月期</td> <td>2.05月</td> <td>2.00月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.00月</td> <td>3.95月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成22年 6月期	1.95月	1.95月	平成22年12月期	2.05月	2.00月	計	4.00月	3.95月	職務段階等の加算制度	有	有																									
区 分	横浜市	国																																							
平成22年 6月期	1.95月	1.95月																																							
平成22年12月期	2.05月	2.00月																																							
計	4.00月	3.95月																																							
職務段階等の加算制度	有	有																																							
退職時に支給されるもの	退職手当 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">横浜市</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,523万円 (平均勤続年数34年11月)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	横浜市		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率					勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,523万円 (平均勤続年数34年11月)				
区 分	横浜市		国																																						
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																					
支給率																																									
勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																					
勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																					
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																					
早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算																																						
一人当たり平均支給額	2,523万円 (平均勤続年数34年11月)																																								

(注) 平成23年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成22年度決算の数値です。

(イ) 企業局の状況

【水道局】

内 容		平均支給額																																							
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,500円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族（上記に該当する者を除く） 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	13,062円/月																																						
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の12%	44,965円/月																																						
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	8,032円/月																																						
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月） ＜例＞鉄道利用者：6か月に一度6か月定期代を支給	13,169円/月																																						
	その他	管理職手当など																																							
勤務した実績に応じて支給	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 1時間当たり平均単価	13.1時間 3,181円																																						
	特殊勤務手当	身体・生命の危険のおそれがあると認められる業務等に従事する職員に支給される手当 （注）平成19年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃止しております。	0円/月																																						
	その他	夜勤手当など																																							
臨時に支給されるもの	横浜市と国の支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年 6月期</td> <td>1.95月</td> <td>1.95月</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月期</td> <td>2.05月</td> <td>2.00月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.00月</td> <td>3.95月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成22年 6月期	1.95月	1.95月	平成22年12月期	2.05月	2.00月	計	4.00月	3.95月	職務段階等の加算制度	有	有																									
区 分	横浜市	国																																							
平成22年 6月期	1.95月	1.95月																																							
平成22年12月期	2.05月	2.00月																																							
計	4.00月	3.95月																																							
職務段階等の加算制度	有	有																																							
退職時に支給されるもの	退職手当 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">水道局</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,438万円 （平均勤続年数37年0月）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	水道局		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率					勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,438万円 （平均勤続年数37年0月）				
区 分	水道局		国																																						
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																					
支給率																																									
勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																					
勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																					
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																					
早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算																																						
一人当たり平均支給額	2,438万円 （平均勤続年数37年0月）																																								

（注）平成23年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成22年度決算の数値です。



【交通局】

		内 容	平均支給額																																		
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,500円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族（上記に該当する者を除く） 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	16,545円/月																																		
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の12%	43,627円/月																																		
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	8,438円/月																																		
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月）但し自社線優先 <例>鉄道利用者：6か月に一度6か月定期代を支給	10,305円/月																																		
	その他	管理職手当など																																			
勤務した実績に応じて支給	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 1時間当たり平均単価	26.0時間 3,046円																																		
	特殊勤務手当	身体・生命の危険のおそれがあると認められる業務等に従事する職員に支給される手当 (注)平成18年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃止しております。	—																																		
	その他	宿日直手当、夜勤手当など																																			
臨時に支給されるもの	<p>横浜市と国の支給状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年 6月期</td> <td>1.95月</td> <td>1.95月</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月期</td> <td>2.05月</td> <td>2.00月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.00月</td> <td>3.95月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成22年 6月期	1.95月	1.95月	平成22年12月期	2.05月	2.00月	計	4.00月	3.95月	職務段階等の加算制度	有	有																					
区 分	横浜市	国																																			
平成22年 6月期	1.95月	1.95月																																			
平成22年12月期	2.05月	2.00月																																			
計	4.00月	3.95月																																			
職務段階等の加算制度	有	有																																			
退職時に支給されるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">交通局</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支給率</td> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,080万円 (平均勤続年数32年8月)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	交通局		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,080万円 (平均勤続年数32年8月)				
区 分	交通局		国																																		
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																	
支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																
	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																
早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算																																		
一人当たり平均支給額	2,080万円 (平均勤続年数32年8月)																																				

(注) 平成23年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成22年度決算（交通局全事業計）の数値です。

【病院経営局】

内 容		平均支給額																																				
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,500円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族（上記に該当する者を除く） 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	16,965円/月																																			
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の12%	37,477円/月																																			
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	8,811円/月																																			
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月） ＜例＞鉄道利用者：6か月に一度6か月定期代を支給	10,574円/月																																			
	その他	管理職手当、医師・看護師の初任給調整手当など																																				
勤務した実績に応じた支給	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 1時間当たり平均単価	18.5時間 3,292円																																			
	特殊勤務手当 その他	・夜間看護手当（病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合に支給） ・分べん手当（病院に勤務する医師が、分べん補助業務に従事した場合に支給）	31,200円/月																																			
		宿日直手当、夜勤手当など																																				
臨時に支給されるもの	期末手当 勤勉手当	横浜市と国の支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年 6月期</td> <td>1.95月</td> <td>1.95月</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月期</td> <td>2.05月</td> <td>2.00月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.00月</td> <td>3.95月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成22年 6月期	1.95月	1.95月	平成22年12月期	2.05月	2.00月	計	4.00月	3.95月	職務段階等の加算制度	有	有																					
	区 分	横浜市	国																																			
平成22年 6月期	1.95月	1.95月																																				
平成22年12月期	2.05月	2.00月																																				
計	4.00月	3.95月																																				
職務段階等の加算制度	有	有																																				
退職時に支給されるもの	退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">病院経営局</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支給率</td> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,660万円 （平均勤続年数35年8月）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	病院経営局		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,660万円 （平均勤続年数35年8月）				
区 分	病院経営局			国																																		
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																		
支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																	
	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																	
早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算																																			
一人当たり平均支給額	2,660万円 （平均勤続年数35年8月）																																					

（注）平成23年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成22年度決算の数値です。

## ケ 特別職の報酬等の状況

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には、報酬及び期末手当が支給されます。

市長や議員などの特別職の給料・報酬は、学識経験者、市内の公共的団体等を代表される方及び住民の方を委員とする特別職職員議員報酬等審議会からの答申に基づき、市会の審議を経て条例により決定されます。

給料・報酬月額については、平成23年4月1日より引下げを行っています。

### (ア) 特別職の報酬等

給料月額		報酬月額		期末手当
市長	円 1,428,000	議長	円 1,179,000	6月期 1.95月分 12月期 2.05月分
副市長	円 1,148,000	副議長	円 1,061,000	
		議員	円 953,000	合計 4.00月分

(注) 給料・報酬月額は平成23年4月1日現在の額で、期末手当は平成22年度における支給実績です。

### (イ) 市長及び副市長の退職手当の支給水準

区分	退職手当の支給水準
市長	給料月額×在職月数×100分の60
副市長	給料月額×在職月数×100分の46

(注) 平成23年4月1日現在のものです。

### (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間については、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例等により定められています。

また、休暇制度については、横浜市一般職職員の休暇に関する条例により定められており、休暇には、年次休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

なお、水道局、交通局及び病院経営局においては、企業規程に基づき、同様の休暇制度が定められています。

ここでは、勤務時間や休暇制度について紹介します。

#### ア 勤務時間の状況

	範囲	性格	給与
勤務時間 (休憩時間を除く)	8:30～17:15	・職務専念義務の課せられている時間	有給
休憩時間	12:00～13:00	・労働から離れることを保障された時間	無給
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	・勤務時間を割り振らない日	無給
休日	国民の祝日、 12/29～1/3	・特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日	有給

(注) 平成23年4月1日現在のものです。

職員の勤務時間は1日7時間45分、1週間では38時間45分となります。

勤務場所及び職種によって、勤務時間、勤務を要しない日、休日が異なる場合があります。

#### イ 年次休暇の取得状況

年次休暇は、4月1日に在職する職員には、年に20日付与され、その年次は4月1日から翌年の3月31日までです。年次の途中で採用された職員には、採用された月に応じて1日から18日までの範囲内で定められた日数の年次休暇が付与されます。

また、その年次に取得しなかった年次休暇の日数は、20日を限度として翌年次に繰り越すことができます。

平成22年度の市長部局・行政委員会等の行政職員及び企業局職員の年次休暇の取得状況は、次のとおりです。

(単位：日)

	平均取得日数
行政職員	13.4
水道局職員	17.5
交通局職員	18.8
病院経営局職員	9.5

## ウ 特別休暇の概要

主な特別休暇の概要は、次のとおりです。

種 類	概 要	付与日数
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する場合の休暇	90日の範囲内
結婚休暇	職員が結婚する場合の休暇	6日の範囲内
出産休暇	女子職員が出産する場合の休暇	出産予定日8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産日後8週間まで
生理日休暇	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難な場合の休暇	必要最小限度の期間
服忌休暇	職員が親族の喪に遭った場合の休暇	親族に応じ10日以内で定める日数
骨髄提供休暇	職員が骨髄バンクへの登録や骨髄液を提供する場合に必要な検査、入院等のための休暇	登録、検査、骨髄液の提供に必要な期間
社会貢献活動休暇	職員がボランティア活動を行う場合の休暇	5日の範囲内
夏季休暇	夏季における休暇	5日の範囲内
子の看護休暇	9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、子を看護する場合の休暇	5日の範囲内 (対象となる子が2人以上の場合は10日)
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合の休暇	5日の範囲内 (要介護者が2人以上の場合は10日)

(注1) 平成23年4月1日現在のものです。

(注2) 交通局については、生理日休暇のうち3日目以降は無給としており、また、夏季休暇を凍結しています。

## エ 育児休業等の取得状況

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められています。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度及び1週間当たりの勤務時間を短縮する育児短時間勤務制度があります。

平成22年度における育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は次のとおりです。

(ア) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務取得者数 (単位：人)

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
市長部局等	男性職員	32	19	1
	女性職員	568	292	19
水道局	男性職員	1	3	0
	女性職員	9	5	1
交通局	男性職員	2	2	0
	女性職員	3	3	0
病院経営局	男性職員	3	0	0
	女性職員	104	40	34
計		722	364	55

(注) 市長部局等とは、市長部局、消防局及び行政委員会をいいます。

(イ) 平成22年度中の新たな育児休業対象者数に占める育児休業等取得者数

(単位：人)

区 分		平成22年度中に新 たに育児休業が取 得可能となった職 員（育児休業対象 者数）	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	育児短時 間勤務取 得者数
市長部局等	男性職員	388	21	0	1
	女性職員	258	248	0	1
水道局	男性職員	31	1	0	0
	女性職員	5	3	0	0
交通局	男性職員	36	2	0	0
	女性職員	0	0	0	0
病院経営局	男性職員	18	1	0	0
	女性職員	49	49	0	0
計		785	325	0	2

(注) 市長部局等とは、市長部局、消防局及び行政委員会をいいます。

## オ 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に連続する6月の期間内で認められます。

平成22年度における介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式		
			計	日単位	時間単位
市長部局等	男性職員	9	9	8	1
	女性職員	24	24	21	3
水道局	男性職員	3	3	3	0
	女性職員	2	2	2	0
交通局	男性職員	11	11	11	0
	女性職員	0	0	0	0
病院経営局	男性職員	0	0	0	0
	女性職員	2	2	2	0
計		51	51	47	4

(注) 市長部局等とは、市長部局、消防局及び行政委員会をいいます。

## (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合など一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務の能率の維持向上およびその適正な運営の確保を図ることを目的としています。

ここでは、職員の分限処分者数及び懲戒処分者数の状況について紹介します。

### ア 処分事由別分限処分者数の状況

任命権者は、以下の事由がある場合、職員に対し、降任、免職、休職又は降給の分限処分をすることができます。

#### 【降任、免職の処分事由】

- ① 勤務実績が良くない場合（法第 28 条第 1 項第 1 号）
- ② 心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合（法第 28 条第 1 項第 2 号）
- ③ 職に必要な適格性を欠く場合（法第 28 条第 1 項第 3 号）
- ④ 職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第 28 条第 1 項第 4 号）

#### 【休職の処分事由】

- ① 心身の故障のため長期休養を要する場合（法第 28 条第 2 項第 1 号）
- ② 刑事事件に関し起訴された場合（法第 28 条第 2 項第 2 号）
- ③ 条例に定める事由による場合（公共的施設等で職務に関連する事項の調査、研究等に従事する場合や（外国）政府等の招きにより職務に関連する業務に従事する場合）（法第 27 条第 2 項）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計	法第 28 条第 4 項により失職した者
市長部局等	1	0	493		494	0
消防局	0	0	25		25	0
水道局	0	0	68		68	0
交通局	0	0	126		126	0
病院経営局	0	0	27		27	0
教育委員会	0	0	560		560	0
計	1	0	1,299		1,300	0

（注 1）法とは地方公務員法を指します。

（注 2）降任とは現在任用されている職より下位の職に任用する処分です。

（注 3）免職とは職員の意に反してその職を失わせる処分です。

（注 4）休職とは職を保有したまま職員を一定期間職務に従事させない処分です。

（注 5）降給とは現在より低い給料月額に格付ける処分です。

（注 6）休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

（注 7）法 28 条第 4 項は、法第 16 条の「欠格条項」に該当し、失職した者です。

（注 8）市長部局等とは、市長部局及び行政委員会（教育委員会を除く）をいいます。

（注 9）再任用職員を含みます。



## イ 処分事由別懲戒処分者数の状況

任命権者は、以下の事由がある場合、職員に対し、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分をすることができます。

本市では、地方公務員法で定める事由についてさらに明確にし、職員の違法な行為や非行に対してこれまで以上に厳正かつ公正に対処するため、平成 15 年 9 月、「横浜市懲戒処分の標準例」を策定しました。

本市では、標準例を全職員に周知徹底するとともに、研修等を通じ、不祥事防止に取り組んでいます。

### 【戒告、減給、停職又は免職の処分事由】

- ① 法令違反（法第 29 条第 1 項第 1 号）
- ② 職務上の義務違反又は怠慢（法第 29 条第 1 項第 2 号）
- ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第 29 条第 1 項第 3 号）

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
市長部局等	2	1	5	3	11
消防局	1	0	2	0	3
水道局	0	0	0	0	0
交通局	30	98	0	2	130
病院経営局	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	3	4	11
計	35	101	10	9	155

(注 1) 法とは地方公務員法を指します。

(注 2) 戒告とは職員の規律違反に対して、その将来を戒めるため行う処分です。

(注 3) 減給とは一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。

(注 4) 停職とは職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は、給与は支給されません。

(注 5) 免職とは懲罰として職員の身分を失わせる処分です。

(注 6) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会（教育委員会を除く）をいいます。

(注 7) 再任用職員を含みます。

## (5) 職員の服務の状況

地方公務員法第 30 条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

同法では、具体的に、「法令及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「職務上知りえた秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」、「営利企業の従事制限」などを職員へ課しています。

本市では、平成 15 年 9 月に「横浜市懲戒処分の標準例」で、服務上の義務違反について定めており、処分の程度を明確化し、不祥事防止への取組を進めています。

ここでは、職員の職務に係る倫理の保持に関する取組や営利企業への従事許可状況について紹介します。

### ア 職員の職務にかかる倫理の保持に関する取組の状況

公務に対する市民の信頼確保への取組として、副市長から全職員に向けての通達による「不祥事防止の防止及び虚礼・贈答の廃止」や「選挙運動に関する注意」等の周知徹底に加え、職員の服務に関する事項を「横浜市職員服務規程」(24 ページ参照)などにおいて定めています。

これらを踏まえ、全職員一人ひとりが自覚と誇りをもって行動するよう、日頃から研修等を通じ周知徹底を図っています。

市長部局において実施している取組は次のとおりです。

事 項	取 組 内 容	実施時期
不祥事防止研修の実施	○全局区において、講義やグループ討議、事例研究やビデオ教材等による研修を実施	平成22年4月～ 平成23年3月
副市長通知等	○職務の公正な執行について、全職員へ通知	平成22年4月
	○職員の選挙活動に関する諸注意について、全職員へ通知	平成22年5月
	○職員の選挙活動に関する諸注意について、情報共有推進会議にて周知	平成22年6月
	○不祥事防止等の徹底について、全職員へ通知	平成22年6月
	○不祥事防止等の徹底について、全職員へ通知	平成22年7月
	○不祥事防止等の徹底の強化について、全職員へ通知	平成22年7月
	○年末年始における不祥事防止及び虚礼・贈答の禁止について、全職員へ通知	平成22年11月
	○経理処理の適正化について、全職員へ通知	平成22年11月
	○不祥事防止の徹底と職場内における現金等の適正な管理について、全職員へ通知	平成22年11月
	○政治的中立性野確保の徹底について、全職員へ通知	平成23年1月

## イ 営利企業等への従事許可状況

地方公務員法第 38 条において、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されています。

任命権者が許可することができる場合については、人事委員会規則（営利企業等の従事制限に関する規則）において定められており、「①公益上必要がある場合を除き、職員の職とその職員が関係する私企業との間に特別の利害関係を生じない場合又は生じるおそれのない場合、②職員の職務遂行に対し、時間的又は肉体的な支障を及ぼさない場合又はそのおそれのない場合、③法の精神に反しない場合」に限定されています。

本市では、法の趣旨をふまえ、職員の営利企業等への従事制限の許可を行っています。外郭団体等本市関係団体の役員を兼ねる場合や、国の調査員を行う場合などが挙げられます。

(単位：件)

区 分	許可件数
市長部局等	2,563
消防局	10
水道局	74
交通局	17
病院経営局	374
教育委員会	393
計	3,431

(注 1) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会(教育委員会を除く)をいいます。

(注 2) 許可件数は延数です。

(注 3) 教育委員会には、教育公務員特例法第 17 条による承認件数を含みます。

## ウ 職務専念義務の免除（職免）の概要

地方公務員法第 35 条により、職員には、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければならないという「職務専念義務」が課されています。ただし、法律又は条例に特別の定めがある場合に、職務専念義務が免除されることになっており、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに認められます。

【参考】 横浜市職員服務規程

平成21年3月25日

達第3号

庁中一般

横浜市職員服務規程を次のように定める。

横浜市職員服務規程

横浜市職員服務規程(平成4年3月達第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項の職員をいう。以下同じ。)の服務について定めるものとする。

2 職員の服務については、法令、条例、規則その他の規程(以下「法令等」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(服務の原則)

第2条 職員は、全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、法令等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

2 職員は、横浜市職員であるという自覚と誇りを持ち、市民の信頼にこたえることができるよう全力を挙げて職務を執行するとともに、勤務時間内はもとより、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動しなければならない。

(職務に専念する義務)

第3条 職員は、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念するものとし、みだりに勤務場所を離れてはならない。

(職員き章、名札及び職員証)

第4条 職員は、職務の執行に当たっては、職員き章及び名札を着用し、職員証を所持しなければならない。

(出勤)

第5条 職員は、自らが出勤したことを記録しなければならない。

(出張及び復命)

第6条 職員は、出張を命ぜられたときは、上司の指示を受けるとともに、出張中に、業務の都合又は病気その他やむを得ない事由により予定を変更しなければならないときは、

速やかに上司に連絡をとり、その承認を得なければならない。

- 2 職員は、上司に随行した場合を除き、出張が終了した場合は、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、軽易な出張の場合又は特に命令者が認めた場合には、口頭により復命することができる。

#### (事務の引継ぎ)

第7条 職員は、退職、休職、転任等となったときは、事務引継書を作成し、担当事務を速やかに後任者又は上司の指定する者に引き継ぎ、その結果を統括本部長及び局区長にあつては市長に、その他の職員にあつては直属の上司に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める職員は、上司の承認を得たときは、事務引継書に代えて、口頭又はその他の文書により、担当事務を引き継ぐことができるものとする。
- 3 職員は、出張又は休暇等のため不在となるときは、その間に処理しなければならない担当事務を上司又は上司の指定する者に引き継ぎ、事務に支障が生じないようにしなければならない。

#### (長期不在時の届出)

第8条 職員は、傷病のため勤務に従事できない期間が10日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えて、上司に状況を報告しなければならない。

- 2 職員は、私事旅行等により長期間住居を離れる場合は、その間勤務先からの連絡に対応できるよう努めなければならない。

#### (身上の届出)

第9条 職員は、身上に関する願、届出書等を、別に定めるところにより提出しなければならない。

- 2 職員は、前項の規定により提出した届出書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当該変更事項について届け出なければならない。

#### (公私の区別)

第10条 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

#### (差別的取扱いの禁止)

第11条 職員は、一部の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### (不当要求への対応)

第12条 職員は、職務の執行に当たり、法令等若しくは上司の職務上の命令に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれがある要求に応じてはならない。

(利害関係を有するものとの接触規制)

第13条 職員は、別に定めるところにより局区コンプライアンス推進員(横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則(平成18年12月横浜市規則第145号)第8条第1項に規定する局区コンプライアンス推進員をいう。)が承認した場合を除き、自らの職務に利害関係を有するものからの金品の受領、利益又は便宜の供与を受ける行為その他の職務の執行の公正さに対する市民の信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。

(兼職)

第14条 職員は、営利企業等に従事しようとするときは、別に定めるところにより、関係書類を添えて市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(政治的行為)

第15条 職員は、法令等で禁止された政治的行為をしてはならない。

(争議行為等)

第16条 職員は、法令等で禁止された、同盟罷業、怠業その他の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。

(文書管理)

第17条 職員は、法令等に従い、行政文書(横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第2条第1項に規定する行政文書をいう。)を適切に作成し、取得し、分類し、記録し、整理し、保存し、及び廃棄しなければならない。

(会計事務等)

第18条 職員は、法令等に従い、会計事務及び契約事務を適正に執行するとともに、現金及び有価証券を適切に管理しなければならない。

2 職員は、市の施設、物品その他財産を適切に取り扱うものとし、き損し、又は私用に供してはならない。

(守秘義務及び情報管理)

第19条 職員は、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

2 職員は、市民の不信を招き、また市民に不利益を与えることのないよう、法令等に従

い、情報を適正に取り扱わなければならない。

(事故報告)

第20条 職員は、公務上又は公務外において事故等があった場合は、別に定めるところにより、遅滞なく上司に報告しなければならない。

(危機に関する対応)

第21条 職員は、庁舎又はその近隣に出火その他横浜市危機管理指針で定める危機(以下「危機」という。)が発生した場合は、速やかに登庁して上司の指揮を受けなければならない。

2 職員は、横浜市域に危機が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、横浜市防災計画等に定められた動員計画、事務分掌等に応じた危機管理業務に従事しなければならない。

(相互協力)

第22条 職員は、業務を行うに当たっては、情報や課題を共有し、相互に協力しなければならない。

(管理監督職員の責務)

第23条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員(以下「管理監督職員」という。)は、その職責の重要性を自覚するとともに、職務に係る倫理の保持について管理又は監督の対象となる職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行わなければならない。

2 管理監督職員は、職員の職務に係る非行を発生させることのないよう、率先垂範して適正な職務執行と厳正な服務規律の維持に努めるとともに、職場研修の実施等により良好な職場環境の維持及び醸成に努めなければならない。

(服務の徹底)

第24条 総務局長は、服務の徹底及び不祥事防止のための研修その他の必要な事項について、別に定めるものとする。

(委任)

第25条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成21年4月1日から施行する。

(横浜市職員倫理規程の廃止)

- 2 横浜市職員倫理規程(平成16年3月達第4号)は、廃止する。

附 則(平成22年3月達第8号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月達第29号)

この達は、平成23年5月1日から施行する。



## (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

社会経済情勢が激しく変化し、閉塞感がただようなか、職員が「自信」と「やりがい」を持って、いきいきと働くことで活力を生み出し、市民満足度の向上へとつなげていくことが重要です。

そのためには、職員の職務を通じて発揮された意欲や能力、実績を公正かつ客観的に評価する仕組みを確立し、その結果に基づいて、職員研修をはじめとする能力開発や意欲向上に向けた取組を行っていくことが重要となります。

ここでは、職員の研修の基本方針や研修実績、勤務成績の評定の状況について紹介します。

### ア 研修の基本方針

「横浜市人材育成ビジョン」に示されている求められる職員像、  
**「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」**  
の育成を目指し、次のような基本的な考え方にに基づき、研修を実施していきます。

- ①職員一人ひとりがキャリア目標を定め、“自らの成長”を「やりがい」として実感
  - ・キャリアデザインについて学ぶ機会の充実と、上司からの支援
  - ・キャリア目標に沿った研修機会の充実
- ②「市民の信頼に応える実務能力」を身に付け、自信を持って業務に従事
  - ・業務知識・実務能力向上のための取組を推進
- ③相互に助け合い、育成し合うチーム力を発揮し、組織全体として大きな成果を実現
  - ・チーム力を発揮するため、チームリーダーのマネジメント力を向上
  - ・OJTの支援・ワーク・ライフ・バランスの推進

※改訂版「横浜市人材育成ビジョン」

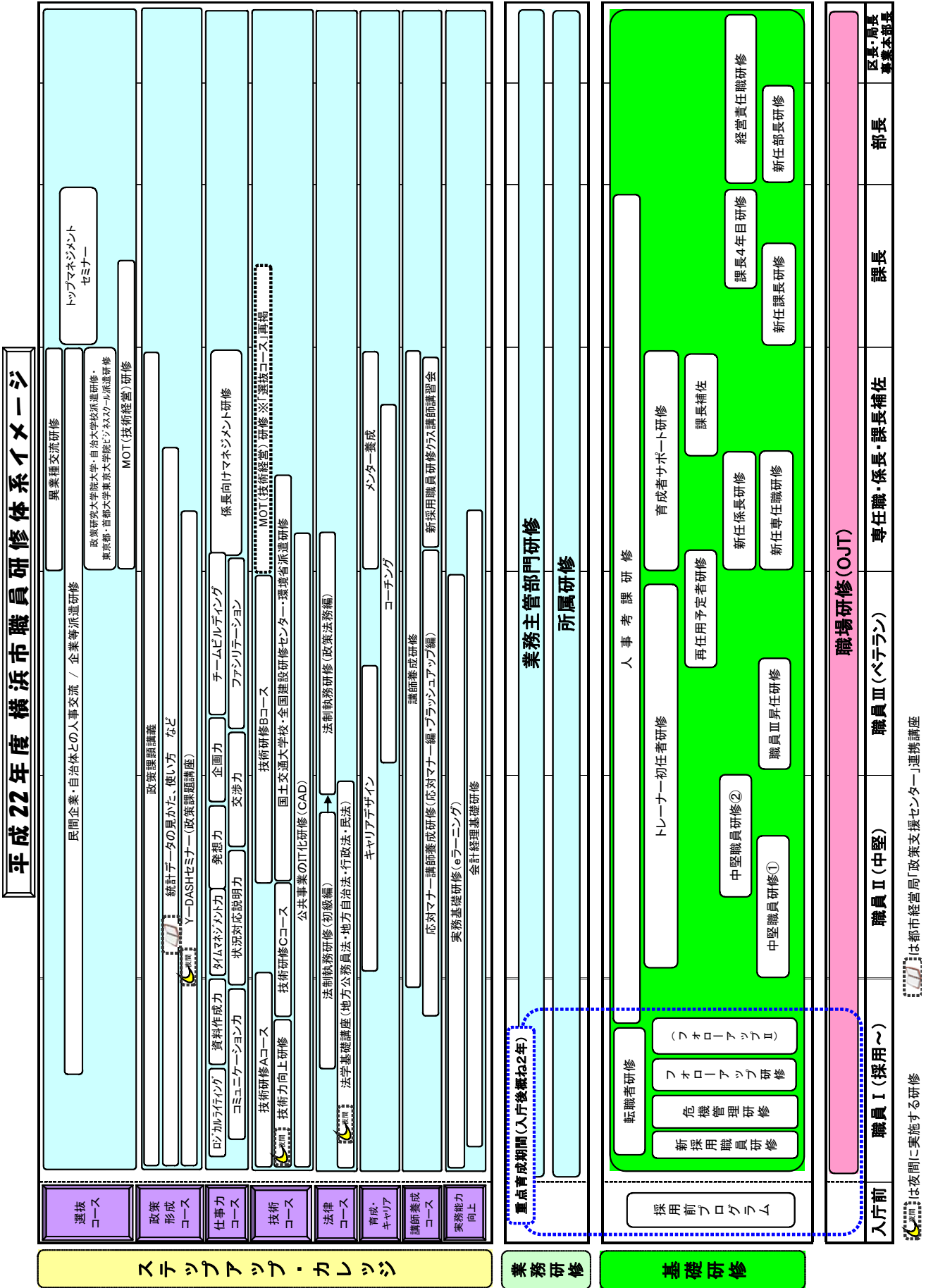
全職員に共通する人材育成の基本的な方針を示した「横浜市人材育成ビジョン」は、平成23年1月、人材育成の取組強化に向けて大幅に改訂しました。

改訂のポイントは、

①階層ごとの果たすべき役割や求められる能力を明確化し、職員が目標を持って能力開発や能力活用に取り組めるようにしたこと

②人事異動・人事考課・研修を効果的に連携させた新たな人材育成体系により、職員一人ひとりの能力開発・キャリア形成を組織として支援する仕組みを整えたことです。今後、この新たな人材育成体系に基づいて研修体系を見直し、職員の意欲と能力を最大限に引き出す人材育成の取組を進めていきます。

# イ 研修体系



## ウ 研修実績

職員の能力開発段階やキャリア段階に応じて、主体的・自律的に能力開発を進められるよう、課題別研修の「ステップアップ・カレッジ」を再編成しました。「政策形成コース」などこれまでの7つのコース（分野）に加え、横浜市職員として、日常業務を遂行するに当たって身に付けておくべき基本的な知識を学ぶ「実務能力向上コース」を新設しました。

また、キャリア形成支援の充実の一環として、より早期に自分の目標を主体的にとらえ、日々の業務に取り組みながら積極的に能力開発に取り組めるよう、「キャリアデザイン研修」や「メンター制度」を拡充しました。

そのほか、女性ポテンシャル発揮プログラムの推進、庁内講師の活用・OJTの推進に取り組みました。

### (ア) 市長部局及び行政委員会等（教育委員会を除く）の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
基礎研修	「新採用職員研修」「中堅職員研修」「新任係長研修」「経営責任職研修」など	11,845
能力開発型研修	「ステップアップ・カレッジ」「人事交流・派遣研修」「人材育成セミナー」など	5,349
所属研修 業務主管部門研修	「転入者向け研修」「人権啓発研修」「不祥事防止研修」「個人情報保護研修」など	101,107
計		118,301

(注) 受講者数は延べ人数です。以下同様です。

### (イ) 消防局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
教育課教育	「初任基礎教育」「消防司令教育」「救急救命士養成」「救助隊員養成」など	969
主管課教育	「防災係員実務研修」「家庭防災員指導者研修」「救助技術訓練」など	16,490
計		17,459

## (ウ) 水道局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
水道局 人材開発課研修	「新採用、転入職員研修」「事務職員研修」 「技術者養成研修」「お客さまサービスセ ンター実務研修」など	1,635
主管課研修	「電気安全講演会」「交通安全研修」「国際 貢献講演会」など	4,373
計		6,008

## (エ) 交通局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「新採用転入職員研修」「接遇向上研修」 「乗合自動車運転手養成」「運輸安全マネ ジメント研修」など	4,498

## (オ) 病院経営局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「新採用職員研修」「局外転入者研修」「暴 力から患者、職員を守るための安全対策研 修」「職員満足度（CS）向上研修」など	1,450

## (カ) 教育委員会の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「新任指導主事研修」「学校用務員初任者 研修」「学校給食調理員夏季研修」「局内経 理実務研修」など	7,047

## エ 勤務成績の評定の状況

本市においては、職員が、市民満足度の向上のために公務員としての使命感を高め、全力で職務を全うするためには、「努力してもしなくても同じ」ではなく、全ての職員の意欲や能力、実績を適切に評価していくことが必要であると考えています。

このような考え方により、これまで、係長以上の職員には人事考課を実施してきましたが、平成16年度からは、一般職員に対しても、人事考課制度を導入し、さらに平成19年度からは、人事考課結果を昇任や昇給といった処遇に反映させました。

これらの制度の実施により、職員全員の意欲と能力を最大限に引き出し、積極果敢に挑戦する人材を育成し活用することで、きめ細やかな市民サービスを実現していきます。

市長部局等の制度の概要は次のとおりです。

### 《人事考課制度》

区分	区長・局長・事業本部長	区長・局長・事業本部長を除く経営責任職及び 運営責任職(理事、部長、課長、課長補佐及び係長級職員)			係長級以上の職員を除く 一般職員
		勤務実績評価	目標によるマネジメント(MBO)を活用した業務実績評価		人事考課
			目標によるマネジメント(MBO)	業務実績評価	
目的	区局事業本部長目標シートの達成状況などを評価することにより意欲やチャレンジする姿勢を向上させ、効率的な行政運営を実現させるため	能力主義・実績主義に基づき、適材適所の配置及び昇任を実現し、責任職の能力開発、資質の向上を図ること	事務事業の遂行にあたって目標を明確化することにより、事務事業の効率的かつ効果的な実施、職場の活性化及び職員の人材育成その他人事施策に資すること		職員の職務を通じて発揮された意欲や能力、実績を公正かつ客観的に評価し、適切な指導・助言をすることで、職員の人材育成や能力開発を図ること
考課者	副市長	該当者の上位級職員	該当者の上位級職員		一次考課者：所属係長 二次考課者：所属課長
調整者	市長	考課者の上位級職員 又は当該区局の人事担当部長		該当者の上位級職員、 人事担当部長、 区局長	一次調整者：所属部長 二次調整者：所属人事担当課長
評価項目	・区局事業本部長目標シートの達成状況の評価(目標設定・実績) ・日頃の組織運営・改革への取り組み姿勢 ・緊急課題に対する取組状況	①基本(仕事に対する取り組み姿勢・チャレンジ度・部下育成《課長～係長》・人材育成《専任職》・コンプライアンスの推進・ストレス耐性) ②業績(仕事の達成状況) ③情意(責任性・積極性・協調性・規律性) ④能力(計画・企画力・折衝力・表現力・判断・決断力・理解力等)	・目標及び具体的取組事項・達成時期を自ら示し、その達成度を評価する。 ・個人の目標に対する到達度を評価する。(絶対評価)	・対象者のMBOの行動計画・評価書を参考に、設定した目標の内容、難易度及び到達度等の観点から総合的に評価する。(相対評価)	①業務実績(業務の質・量) ②取組姿勢(積極性、協調性、規律性、責任性) ③能力(知識・技術、理解力、表現力) ④市民対応・市民の視点 ⑤チャレンジ

区分	区長・局長・事業本部長	区長・局長・事業本部長を除く経営責任職及び 運営責任職(理事、部長、課長、課長補佐及び係長級職員)			係長級以上の職員を除く 一般職員
		勤務実績評価	目標によるマネジメント(MBO)を活用した業務実績評価		人事考課
			目標によるマネジメント(MBO)	業務実績評価	
評価対象期間	【評価期間】 4月1日～翌 3月31日  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">           中間期：4月1日 ～9月30日            期末期：10月1日 ～翌3月31日         </div>	【評価期間】 4月1日～翌3月31日	【評価期間】 中間期：4月1日～9月30日 期末期：10月1日～翌3月31日		【評価期間】 4月1日～翌3月31日
ランク 評価	S～Eの6段階評価	S～Dの5段階評価	A～Eの5段階評価	【局長級・部長級】 S～Eの6段階評価 【課長級】 A～Eの5段階評価 【課長補佐・係長級】 A～Dの4段階評価	・各考課項目の評価は1～5の5段階評価 ・総合評価は、A～Eの5段階評価
給与上の反映	勤勉手当の成績率及び昇給に反映される。	昇給に反映される。	業務実績評価の参考とされる。	勤勉手当の成績率に反映される。	昇給に反映される。

(注1) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会をいいます。

(注2) 消防局、水道局、交通局及び病院経営局は、市長部局に準じます。

## (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員がその意欲と能力を十分に発揮し、健康でいきいきと能率的かつ適正に公務を実施できるよう、地方公務員法等の趣旨にそって、職員の厚生福利、安全衛生管理、公務災害補償を行っています。

ここでは、職員の健康診断や健康相談、厚生福利関係の実施状況などを紹介します。

### ア 衛生管理関係の実施状況

労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他の法令に基づき、健康診断を行うとともに、職員自らが健康管理を行っていただけるよう、健康相談や健康教育等の事業を行い、職員の健康の保持・増進に努めています。

#### (ア) 健康診断

(単位：人)

項目	受診者数
一般健康診断	53,500／対象者 58,185
特殊健康診断	21,893

(注1) 再任用職員及び非常勤職員を含みます。

(注2) 一般健康診断の受診者数は、定期健康診断、特定業務従事者健康診断、雇入時健康診断の受診者数の合計です。

(注3) 特殊健康診断とは労働安全衛生法等に基づく電離放射線業務従事者等有害業務従事者に対する健康診断です。

#### (イ) 保健指導

(単位：人)

項目	実施者数
健康診断後の面談及び文書・電話による指導、過重労働対策面談、就業診査等	5,978

(注) 再任用職員及び非常勤職員を含みます。

#### (ウ) 健康相談

(単位：人)

項目	相談者数
健康診断後の保健指導以外の面談及び文書、電話による指導、メンタルヘルス相談等	8,950

(注) 再任用職員及び非常勤職員を含みます。

#### (エ) 健康教育

(単位：回)

項目	実施回数
各種研修（メンタルヘルス研修等）、講演会、生活習慣改善セミナー等	119

(注) 再任用職員及び非常勤職員を含みます。

## イ 厚生福利関係の実施状況

職員の意欲や能力の発揮と元気回復などを目的として福利厚生事業を行っています。

項 目	対象者数等
被服貸与	貸与者数 17,142 人
財産形成貯蓄(勤労者財産形成促進法による)	契約件数 18,670 件
永年勤続職員表彰	被表彰者数 2,153 人
いきいきライフプラン事業(退職準備、生涯生活設計支援) (平成 22 年 8 月、9 月、11 月セミナー実施)	セミナー参加者数 852 人 対象者数 1,573 人
職員体育大会等(所属対抗のスポーツ大会)	参加者数 2,097 人

## ウ 公務災害認定件数

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の各種補償を行っています。

(単位：件)

区 分	公務災害	通勤災害
一 般 職 員	411	43
教 職 員	124(4)	8(0)

(注 1) 一般職員には、再任用職員を含みます。

(注 2) 教職員には、市費負担教職員と県費負担教職員があります。

(注 3) ( ) 内は市費負担教職員で内数となります。



## エ その他（職員共済組合、職員厚生会）

厳しい財政状況の下で時代の要請や職員のニーズに合った互助共済及び厚生福利の事業を実施するため、法令等に基づき職員共済組合、職員厚生会を設置しています。

### （ア）横浜市職員共済組合

地方公務員等共済組合法に基づき、病気、けが、死亡、出産、休業、災害等に係る給付や退職後の年金支給など職員の互助救済を目的として設置しています。

組 合 員	26,503 人	
	県費負担教職員（小・中学校教職員）、市立高等学校教職員、再任用職員、嘱託職員、非常勤アルバイトは除く。	
決算額及び 事業内容 (平成 22 年 度末現在)	短期経理（保険、休業、災害、その他の給付）	
	事業費	6,973,837 千円
	保険料率	給料分 49.95/1000、期末・勤勉手当分 39.96/1000（組合員と事業主がそれぞれ負担）
	長期経理（共済年金の給付） ＜地方公務員共済組合連合会・総務省告示に基づく保険料率＞ *（ ）内は平成 21 年 9 月に改定された平成 22 年 8 月までの料率で、改定率が厚生年金と同じ。	
	事業費	52,517,094 千円
	保険料率	給料分 96.9250/1000(94.7125/1000)（組合員負担）
		期末・勤勉手当分 77.54/1000(75.77/1000)（組合員負担）
		給料分 139.9250/1000(137.7125/1000)（事業主負担）
		期末・勤勉手当分 111.94/1000(110.17/1000)（事業主負担）
	追加費用率	85.40/1000 を事業主が負担
業務経理（事務費） 事業費 136,558 千円		
保健経理（特定健康診査等保健事業） 事業費 185,987 千円 保険料率 給料分 1.0625/1000 期末・勤勉手当分 0.85/1000 (組合員と事業主がそれぞれ負担)		
貸付経理（住宅その他の貸付事業）		
事業費	385,653 千円	
貸付残高	14,601,495 千円	

(注1) 保険料率は平成22年度末現在の一般職職員を対象とする料率です。

(注2) 追加費用率とは、地方公務員等共済組合法施行前の期間分の年金給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。

(イ) 職員厚生会

【横浜市職員厚生会】

横浜市職員厚生会に関する条例に基づき、職員の扶助共済及び福利増進を目的として設置しています。

会 員	30,166 人	
会 費	給料月額 $\frac{2}{1000}$ (880 円を限度とする)	
決 算 額	会費	224,950 千円
	施設等使用料、保険等あっせん手数料、雑入等	658,743 千円
	交付金等	156,937 千円
公費負担率	1 : 0.70 (H23 年度 0 : 0)	
事業内容	ワークライフバランスの支援 (カフェテリアプラン、福利厚生代行事業 (嘱託員等))	
	職場の仲間づくり (職員会館・厚生会寮の運営・職員体育大会・サークル助成)	
	各種互助給付 (慶弔費、互助費)	
	くらしのサポート (商品の割引契約、家事福利事業)	
	生活設計の支援 (いきいきライフプランセミナー、積立年金保険あっせん事業、生命保険及び損害保険あっせん事業、訴訟費用等交付事業)	
事業等 見直し	H22	職員会館の運営休止 (いせやま会館 9 月末・たきがしら会館 12 月末)、選択制福利厚生事業補助額削減、会員制宿泊施設借上事業の廃止、再任用・嘱託員等への福利厚生代行事業の提供
	H23 (予定)	選択制福利厚生事業補助停止

【横浜市立学校教職員互助会】

会 員	14,001 人	
会 費	給料月額 $\frac{4}{1000}$	
決 算 額	会費	241,112 千円
	事業参加費、団体生命保険取扱手数料、雑入等	169,098 千円
	交付金	38,130 千円
公費負担率	1 : 0.21 (H23 年度 1 : 0.16)	
事業内容	元気回復、余暇活動の支援 (福利厚生利用券、施設借上助成)	
	各種互助給付 (各種祝金、葬祭補助等)	
	日常生活の支援 (商品の割引契約)	
	生活設計の支援 (団体保険取扱い、グループ保険事業)	
事業等 見直し	H22	スポーツ観戦事業、週末等保養借上施設の廃止
	H23 (予定)	なし

【横浜市水道局職員厚生会】

会 員	1,950 人	
会 費	給料月額 $\frac{5}{1000}$	
決 算 額	会費	39,355 千円
	保険等あっせん手数料、雑入	18,484 千円
	交付金	11,740 千円
公費負担率	1 : 0.3 (H23 年度 1 : 0.3)	
事業内容	余暇活動の支援 (アウトソーシング・カフェテリアプラン制度の運営)	
	元気回復・交流	
	各種互助給付 (慶弔費、互助費)	
	日常生活の支援 (指定店)	
	生活設計の支援 (生命保険及び損害保険あっせん事業)	
事業等 見直し	H22	交付金の削減
	H23 (予定)	団体生命保険契約内容の見直し 職場レクリエーション補助事業の改善

【横浜市交通局厚生会】

会 員	2,582 人	
会 費	給料月額 $\frac{9.13}{1000}$	
決 算 額	会費	85,451 千円
	施設等使用料、保険等あっせん手数料、雑入	51,887 千円
	交付金	83,325 千円
公費負担率	1 : 0.98 (H22 年度 1 : 0.97)	
事業内容	余暇活動の支援 (宿泊施設の宿泊費補助、サークル助成)	
	交流・憩いの場の提供 (厚生会施設の運営)	
	各種互助給付 (慶弔費、互助費)	
	日常生活の支援 (商品の割引契約)	
	生活設計の支援 (積立年金保険あっせん事業、生命保険及び損害保険あっせん事業)	
事業等 見直し	H22	団体生命保険業務の見直し 厚生会施設の運営経費削減
	H23 (予定)	会費の引き下げ (給与月額 $\frac{9.13}{1000} \Rightarrow \frac{8.74}{1000}$ )



## 人事委員会の業務の状況

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

地方公務員法第18条第1項により、競争試験又は選考は人事委員会が行うこととされています。

本委員会では、同法の規定により本委員会の権限とされている一般職職員の任用に関する事項について「職員の任用に関する規則」等を制定し、職員の採用、昇任及び転職について、競争試験及び選考を行っています。

### ア 採用

#### (7) 採用試験・選考

平成22年度に実施した横浜市職員採用試験等の結果、総数で10,749人の申込があり、最終合格者は1,372人でした。

試験・選考区分		申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	第二次 合格者	第三次 受験者	最終 合格者	競争率	
行政職員 (大学卒程度)	事務	3,606	2,900	952	881	564	533	310	9.4	
	社会福祉	442	368	186	174	—	—	94	3.9	
	土木	208	163	128	118	—	—	84	1.9	
	建築	190	154	82	78	—	—	39	3.9	
	環境	167	126	28	28	—	—	12	10.5	
	農業	47	40	15	15	—	—	5	8.0	
	機械	59	47	31	30	—	—	17	2.8	
	電気	86	68	53	48	—	—	21	3.2	
	造園	34	28	23	21	—	—	12	2.3	
行政職員 (免許資格職)	情報処理	42	30	6	5	—	—	1	30.0	
	司書	235	184	24	19	—	—	7	26.3	
	薬剤師	36	26	18	18	—	—	9	2.9	
	衛生監視員	168	139	61	58	—	—	29	4.8	
消防職員(大学卒程度)		768	606	347	308	—	—	134	4.5	
学校事務職員		242	204	98	92	—	—	41	5.0	
小計		6,330	5,083	2,052	1,893	564	533	815	6.2	
社会人	国際貢献 活動経験者	44	39	7	7	4	4	1	39.0	
	民間企 業等職 務経験 者	[事務]	1,555	1,240	169	162	84	83	34	36.5
		[土木]	265	216	67	66	32	32	17	12.7
		[建築]	92	77	23	23	15	15	5	15.4
		[機械]	81	64	16	16	8	8	4	16.0
		[電気]	60	43	16	15	8	8	6	7.2
	[造園]	34	30	9	9	4	4	2	15.0	
社会福祉職 経験者	49	41	34	34	23	23	13	3.2		
小計		2,180	1,750	341	332	178	177	82	21.3	

試験・選考区分		申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	第二次 合格者	第三次 受験者	最終 合格者	競争率
行政職員 (高校卒程度)	事務	512	413	245	235	-	-	122	3.4
	土木	18	17	7	7	-	-	2	8.5
	機械	2	2	1	1	-	-	1	2.0
	電気	4	4	1	1	-	-	0	-
消防職員 (高校卒程度)		714	627	302	272	-	-	105	6.0
行政職員 (免許資格職)	保育士	475	394	236	212	-	-	106	3.7
	保健師	209	152	80	75	-	-	39	3.9
学校栄養職員		100	79	23	20	-	-	4	19.8
小計		2,034	1,688	895	823	-	-	379	4.5
身体に障害 のある人を 対象とした 採用選考	事務 (大学卒程度)	36	28	10	8	-	-	4	7.0
	事務 (高校卒程度)	17	15	7	7	-	-	4	3.8
	学校事務	4	4	2	2	-	-	0	-
育児休業代 替任期付職 員採用選考	社会福祉	62	62	50	45	-	-	26	2.4
	保育士	59	59	53	51	-	-	42	1.4
	保健師	11	11	10	9	-	-	8	1.4
	土木	6	6	6	6	-	-	6	1.0
	建築	3	3	3	3	-	-	2	1.5
	環境	3	3	3	3	-	-	2	1.5
	造園	4	4	3	3	-	-	2	2.0
小計		205	195	147	137	-	-	96	2.0
合計		10,749	8,716	3,435	3,185	742	710	1,372	6.4

※看護職員採用選考については、任命権者に委任しています。

### (イ) その他の採用選考

(単位：人)

職	職位	合格者
行政職員	課長級	3
	課長補佐級	1
	係長級	2
	一般職員	6
医療職員	課長級	1
	係長級	1
	一般職員	1
消防職員	一般職員	1
任期付職員	局長級	1
	部長級	2
技能職員	技能職員	15
合計		34

※企業職員の採用選考については、任命権者に委任しています。

## イ 昇任

係長昇任については、管理職の登竜門として昭和30年から係長昇任試験を実施していますが、より広く優秀な人材を係長へ登用するために、平成21年度から係長昇任選考を導入し、試験と選考の両立を図っています。

### (7) 係長・消防司令昇任試験

試験区分		申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	最終 合格者	競争率
		人	人	人	人	人	倍
事務	A	454	435	193	192	110	4.0
	B	41	—	—	39	17	2.3
社会福祉	A	11	11	7	7	5	2.2
	B	4	—	—	4	3	1.3
土木	A	87	82	27	27	15	5.5
	B	12	—	—	12	4	3.0
建築	A	29	28	16	16	8	3.5
	B	9	—	—	9	6	1.5
機械	A	20	17	6	6	2	8.5
	B	7	—	—	7	2	3.5
電気	A	26	24	8	8	3	8.0
	B	10	—	—	10	3	3.3
環境	A	5	5	3	3	2	2.5
	B	2	—	—	2	0	—
農業	A	4	4	2	2	2	2.0
	B	1	—	—	1	1	1.0
造園	A	10	10	2	2	1	10.0
	B	3	—	—	3	2	1.5
薬剤	A	1	1	1	0	—	—
	B	6	—	—	6	1	6.0
衛生監視	A	7	7	3	3	1	7.0
	B	5	—	—	5	1	5.0
保健師	A	1	1	1	1	0	—
	B	7	—	—	7	5	1.4
消防司令	A	70	68	20	20	6	11.3
	B	73	—	—	69	8	8.6
合 計		905	693	289	461	208	4.2

(注1) A区分は筆記による一次試験、筆記・面接・勤務実績・術科（消防司令のみ）による二次試験を行い、B区分は筆記試験を行わず、面接・勤務実績・術科（消防司令のみ）による試験を行います。

(注2) A区分においては第一次受験者を、B区分においては第二次受験者を受験者として競争率を算出しています。



(イ) 保育園長昇任選考

選考区分	申込者	合格者	競争率
保育園長	人 32	人 3	倍 10.7

(ウ) 係長昇任選考

(単位：人)

職	職位	合格者
行政職員	係長級	62
消防職員	消防司令	2
企業職員	係長級	6
合計		70

(注) 係長昇任選考は、一般のポストへ昇任させるための選考です。

(エ) その他の昇任選考

(単位：人)

職	職位	合格者
行政職員	局長級	14
	部長級	42
	課長級	124
	課長補佐級	188
	専任職	21
	職員Ⅲ	13
	小計	402
消防職員	消防正監	4
	消防監	8
	消防司令長	12
	消防司令	13
	専任職	3
	小計	40
医療職員	局長級	1
	部長級	2
	課長級	3
	係長級	2
	小計	8
企業職員 (水道局、交通局及び 病院経営局職員)	局長級	4
	部長級	4
	課長級	19
	課長補佐級	19
	小計	46
合計		496

(注1) 人事委員会が指定する特定のポストへ昇任させる係長級への昇任選考は、任命権者へ委任していません。

(注2) 職員Ⅲは特例選考による昇任者数です。特例選考以外の職員Ⅲへの昇任選考は、任命権者へ委任していません。

## ウ 転職

一定の在職期間と経験年数を有する職員を他の職へ転職させる場合、その職に応じた職務遂行能力の有無を判定するために、転職試験・選考を実施しています。

そのうち、行政職員転職試験については、受験資格を満たす技能職員を対象に行っています。

### (7) 行政職員転職試験

試験区分	申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	最終 合格者	競争率
事務(A)(B)	人 307	人 256	人 49	人 48	人 11	倍 23.3
土木(A)(B)	11	5	2	2	1	5.0
機械	10	10	3	3	1	10.0
電気	12	11	3	3	2	5.5
合計	340	282	57	56	15	18.8

### (1) 転職選考

(単位：人)

転職前の職	転職後の職	合格者
指導主事	行政職員（事務）	4
技能職員	行政職員（事務）	8
学校栄養職員	行政職員（技術）	2
行政職員（事務）	技能職員	3
行政職員（技術）	学校栄養職員	1
合計		18

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第26条等の規定により、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することと定められています。

本委員会では、職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査結果等をもとに、本市職員の給与に関する報告及び勧告を行っています。

### ア 「平成22年 給与に関する報告及び勧告」の概要

#### (ア) 報告及び勧告日

平成22年10月8日

#### (イ) 公民比較

##### a 月例給

民間給与	404,976円	(A)
職員給与	408,238円	(B)
公民較差(A) - (B)	3,262円	( 0.80%)

##### b 特別給(ボーナス)

民間の年間支給割合 4.01月分 (本市:4.15月分)

#### (ウ) 勧告内容

##### a 月例給の改定内容

- (a) 公民給与の較差( 0.80%)を解消するため、給料表・管理職手当の改定により、月例給を引下げ
- (b) 行政職員給料表は、初任給は据え置き。若年層は引下げを抑制し、高齢層は引下げを強める。4級(係長級)は引下げをやや抑制
- (c) 消防職員給料表、高等学校等教育職員給料表及び医療職員給料表は、行政職員給料表に準じて引下げ

##### b 期末・勤勉手当(ボーナス)の改定内容

- (a) 期末・勤勉手当を、年間で0.15月分引き下げ、4.00月分とすること。

#### (イ) 人事給与制度に関する報告内容

##### a 人事考課制度の的確な運用

適切に目標を設定し、適正な評価を行うことで職員の育成、能力開発が図られることから、運営責任職が適切に目標設定を指導できるよう、より実践的な研修など支援の充実が必要

##### b キャリア形成を通じた組織活力の向上

職員がどのようにキャリア形成を進めていくべきか、職員と上司がともに考え、これを組織として共有し、人事異動においても途切れることなく断続的に支援していくことが極めて重要

##### c ワーク・ライフ・バランスの推進

###### (a) 超過勤務の縮減

現場の第一線で働く職員の柔軟な発想を活かした、ゼロベースからの仕事の見直しなどにより、超過勤務の縮減が進むことを期待

###### (b) 仕事と生活の調和

平成22年4月に改定した特定事業主行動計画の推進により、仕事と生活の調和が一層図られることを期待

##### d 高齢期職員の雇用問題

公的年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う65歳定年制の検討にあたっては、60歳以降の職員のライフスタイルにあった多様な働き方の整備、適材適所の人材活用の徹底、定年延長を踏まえた人材育成・能力開発について検討を進めることが必要

### ( 3 ) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、事案について審査し、判定するとともに、その結果に基づいて必要な勧告等を行います。

#### ア 処理状況（平成22年度）

（単位：件）

区 分	要求件数			処理件数						翌年度へ 繰越 A - B	
	前年度 からの 繰越	新規	計 (A)	却下	取下	打切	判定				計 (B)
							棄却	一部認容	全部認容		
平成 22年度	1	3	4	0	0	0	2	1	0	3	1

#### イ 完結事案（平成22年度）

事案番号	要求内容	処理状況
21人（措）第3号	勤務時間	H22.9.17 棄却（一部却下）
22人（措）第1号	勤務成績調書	H23.2.9 棄却（一部却下）
22人（措）第2号	療養休暇	H23.3.22 一部認容

### ( 4 ) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関する不服申立てがあった場合は、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、事案について審査し、処分の承認、修正又は取消しの裁決を行います。

#### ア 処理状況（平成22年度）

（単位：件）

区 分	係属件数			処理件数						翌年度へ 繰越 A - B	
	前年度 からの 繰越	新規	計 (A)	却下	取下	打切	裁決				計 (B)
							棄却	処分取消	処分修正		
平成 22年度	0	2	2	1	0	0	0	0	0	1	1

#### イ 完結事案（平成22年度）

事案番号	処分内容等	処理状況
22人（不）第1号	人事評価	H22.7.14 却下

## (5) その他市長が必要と認める事項

### ア 組織及び運営

(ア) 委員 (平成23年3月31日現在)

人事委員会は、地方公務員法第9条の2の規定により3人の委員をもって組織され、その委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任します。

職名	氏名	常勤・非常勤	就任年月日	任期満了年月日
委員長	岡部 光平	非常勤	平成22年7月1日	平成26年6月30日
委員	佐々木五郎	非常勤	平成20年6月1日	平成24年5月31日
委員	秋山 桂子	非常勤	平成19年12月21日	平成23年12月20日

#### (イ) 委員会開催状況

人事委員会の会議は、定例会と臨時会に分けられており、定例会は原則として毎週水曜日に行われ、臨時会は委員長が必要があると認めたときなどに行われます。

平成22年度は、定例会を36回開催し、110件の審議を行いました。

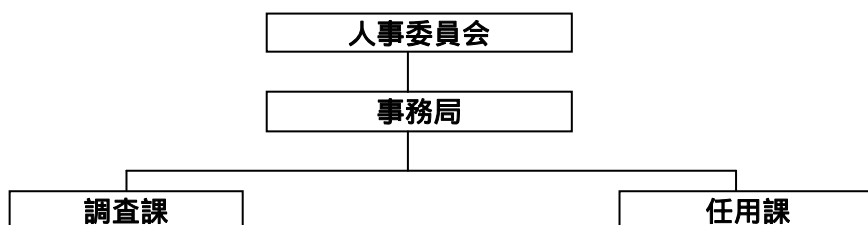
#### (ウ) 事務局

a 職員数 (平成23年3月31日現在)

(単位：人)

局長級	部長級	課長級	係長級	一般職員	合計
1	1	2	5	14	23
(事務局長)	(担当部長)	(調査課長) (任用課長)	(調査課担当係長 2) (任用課担当係長 3)	(調査課職員 6) (任用課職員 8)	

b 組織図 (平成23年3月31日現在)



- 1 人事委員会の委員及び委員会の議事に関すること。
- 2 人事行政制度に関する総合的な調査研究及び企画立案並びに勧告及び意見の申出等に関すること。
- 3 地方公務員法第4条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する制度の調査研究並びに勧告及び報告等に関すること。
- 4 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分についての不服申立てに関すること。
- 5 職員の苦情の処理に関すること。
- 6 地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体の登録等に関すること。
- 7 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 8 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- 9 事務局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- 10 他の課の主管に属しないこと。

- 1 職員の任用制度に関する調査研究及び企画立案に関すること。
- 2 職員の採用試験の立案及び実施に関すること。
- 3 職員の昇任試験及び転職試験の立案及び実施に関すること。
- 4 職員の採用及び昇任の選考に関すること。
- 5 その他職員の任用に関すること。

## (I) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

### a 全国人事委員会連合会

全国人事委員会連合会は、都道府県、指定都市及び特別区等の人事委員会で構成されており、人事行政制度に関する研究、調査、資料収集及び情報交換等を行っています。

活動状況： 総会 1 回、役員会 4 回、研修会 1 回

### b 大都市人事委員会連絡協議会

大都市人事委員会連絡協議会は、政令指定都市、東京都及び特別区の人事委員会で構成されており、人事行政制度に関する研究、調査、資料収集及び情報交換等を行っています。

活動状況： 会議 5 回、研修会 3 回

## イ 職員団体の登録の状況（平成23年 3 月31日現在）

地方公務員法第53条第 5 項の規定に基づき、職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、登録を行います。

登録年月日	職員団体名
昭和41年10月11日 昭和26年 9 月27日	横浜市従業員労働組合（市従）
昭和41年10月11日 昭和26年 5 月11日	横浜市教職員組合（浜教組）
昭和41年10月11日 昭和26年 5 月11日	横浜市立大学病院従業員労働組合（医従）
昭和41年10月11日 昭和26年 5 月11日	横浜市立高等学校教職員組合（浜高教）
昭和44年 9 月12日	横浜市立小中学校長副校長組合（浜管組）
昭和52年 9 月28日	横浜学校労働者組合（横校労）
昭和56年12月24日	神奈川県学校事務労働組合・横浜
平成 2 年 8 月 1 日	自治労横浜市従業員労働組合（自治労横浜）
平成 9 年 2 月19日	学校事務職員労働組合神奈川横浜支部
平成21年 3 月18日	横浜教育問題懇談会

(注) 登録年月日欄の下段の年月日は、昭和40年の地方公務員法改正による切り替え登録がなされる前の登録年月日です。

## ウ 管理職員等の範囲の指定（平成23年 3 月31日現在）

管理職員等（重要な行政上の決定を行う職員、その決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員等）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされています（地方公務員法第52条第 3 項ただし書）。

管理職員等の範囲については、地方公務員法第52条第 4 項の規定で、人事委員会規則で定めることとされていることから、本委員会では「管理職員等の範囲を定める規則」を定めています。

管理職員等の職に該当する職員数は1,339人になります。

## エ 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、非現業職員（労働基準法別表第1の第11号、第12号及び号外の官公署に勤務する職員に限る）の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使します。

### (7) 対象事業所（平成23年3月31日現在）

号別区分等	11号 (郵便・電気通信業)	12号 (教育・研究・調査)	号外	合計
本市の代表的な事業所	—	学校、図書館、 研究所等	市長部局本庁、 区役所、消防署等	—
事業所数	0	539	228	767

### (イ) 特定機関等の設置及び検査状況（平成23年3月31日現在）

区分	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ
設置数	4	5	0	1
性能検査	3	3	0	1
落成検査	0	0	0	0

## オ 職員の苦情の処理の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件や人事管理等に関して相談を受ける職員相談を実施しています。相談は面談を原則とし、人事制度などについての説明や本人に対する助言、必要に応じて所属や関係部署への情報伝達、調査・照会依頼などを行います。

### (7) 相談件数（平成22年度）

区分	件数
任用関係	8
給与関係	2
勤務時間、休暇等関係	2
人事考課関係	5
健康安全等関係	2
公平審査手続関係	1
上司への不満	2
上司以外の職員への不満	1
パワハラ	—
セクハラ	—
その他	—
合計	23

### (イ) 処理状況（平成22年度）

処理内容	件数	
相談者から事情を聴取し制度の説明や助言を行ったもの	5	
相談者に当局との話し合いを勧めたもの	—	
相談者の申出内容を 当局に伝えたもの	総務局 人事組織課	5
	所属人事担当課	12
当局に調査・報告を依頼したもの	—	
その他	1	
合計	23	

## 【参考】 根拠法令

### 地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前二項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。



横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 17 年 2 月 25 日  
条例第 2 号

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 10 月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

(人事委員会の報告の時期)

第 4 条 人事委員会は、毎年 10 月末日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第 5 条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

(公表の時期)

第 6 条 市長は、第 2 条及び第 4 条の規定による報告を受けたときは、毎年 11 月末日までに、第 2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第 4 条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 7 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 横浜市報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**【お問合せ先】**

**◇人事行政の運営の状況**

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 …総務局人材組織部人事組織課 (TEL:045-671-2150)
- (2) 職員の給与の状況 …総務局人材組織部労務課 (TEL:045-671-2157)
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況…総務局人材組織部労務課 (TEL:045-671-2157)
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況 …総務局人材組織部人事組織課 (TEL:045-671-2072)
- (5) 職員のサービスの状況 …総務局人材組織部人事組織課 (TEL:045-671-2072)
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
  - ア～ウ …総務局人材組織部人材開発課 (TEL:045-662-2923)
  - エ …総務局人材組織部人事組織課 (TEL:045-671-2152)
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況 …総務局人材組織部職員健康課 (TEL:045-671-3915)

**◇人事委員会の業務の状況**

…人事委員会事務局調査課 (TEL:045-671-3346)